

Distribution Agreement
(販売店契約) ⑥

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
関西国際取引争訟研究会 会長



大貫 雅晴

「独占販売店」(Exclusive Distributor) に対して契約製品の販売量の拡大要求をして出来ないならば解約を考えている。果たして解約できるのか。

「独占販売店」は契約製品の販売量の拡大義務はあるか。

[I] 独占販売店は契約製品販売量の拡大義務があるか？
事例

日本のA社は海外のB社と独占販売店契約を締結して、B社に独占的販売権を許諾した。B社の契約製品の販売が当初予想していた販売実績には程遠く、B社に対して販売の促進を要求したが、B社の販売は一向に伸びないので、販売店契約の解除の問題が発生した。B社との販売店契約書は非常に簡単な内容で販売店に対する義務規定は殆ど設けられていなく契約製品の最低購入保証、販売努力義務規定等の条項規定は設けられていなかった。

独占販売店契約では、通常、売主は販売店B社領域への契約製品の販売は販売店B社を通じて以外にはできないと解される。但し、売主の領域への直接販売権を特約によって契約書に明記しておけば販売は可能である。

従って、売主は、販売店の販売活動が消極的で、販売実績も上がらない場合、契約を解除するか、独占販売権を非独占販売権に変更を考えなければならない。

しかし「独占販売店」が果たして契約製品の販売促進義務があるか否かが問題となる。この点については、販売店契約書に販売努力義務と最低購入保証義務規定が無い限りは、独占販売店は、原則として契約製品の販売の拡大義務は無いことに留意する必要がある。

[II] 販売努力義務条項と最低購入保証条項について

1. 販売努力義務条項

前述のとおり、販売店の販売実績や販売努力が十分でないことが、販売店の誠実、努力義務違反として販売店契約を解除する、または独占販売権を非独占販売権に変更すること

はできないと考えておくべきである。売主としては、契約書に販売店に対して販売努力義務規定を設けて、契約の重要な条件としておくべきである。販売店に販売努力をさせるための効果的な条項としての役割がある。販売努力義務の英文規定例を以下に示す。

Distributor's efforts for sales promotion of the Products

Distributor shall devote its best efforts for adequate promotion, exploitation and development of sales of Products and further increase the sale of the Products within the Territory and shall maintain an organization sufficient therefor.

尚、販売努力義務規定は、契約製品の販売量の具体的数量、金額が取り決められていないので、その規定だけでは不十分であり、加えて「最低購入保証条項」を規定するべきである。

2. 最低購入保証条項

最低購入保証条項では、契約製品の最低購入を数量ベース、又は金額ベースかを取り決めなければならない。また、最低購入の期間(年間ベース、他)、義務規定とするか努力義務規定とするか等検討しなければならない。更に、販売店の契約製品の最低購入量が未達成の場合、如何なる措置をとるかについても取り決めておくべきである。

以下に、それぞれの項目について検討すべき事項を簡単に紹介する。

1) 最低購入の義務規定と努力規定の相違
最低購入保証の英文規定において注意すべき点は、—"shall"と "will"-の法的意味の相違、そして、目標(target)と努力義務(efforts)規定と義務規定の法的意味の相違である。

(1) 最低購入保証規定-"shall"と"will"-
"shall purchase"は義務表示であり"will purchase"は単なる意思を表しており義務表示ではない。最低購入の義務を表す場合は"shall"を使用しなければならない。
"Distributor shall purchase the Products..."の規定では、販売店の購入量が

Distribution Agreement
(販売店契約) ⑥

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
関西国際取引争訟研究会 会長

大貫 雅晴

最低購入量に達しない場合には、販売店の契約違反となる。

(2) 目標、努力規定 – 法的義務が緩い –

目標 (target) 規定、最低購入努力 (reasonable efforts と best efforts) 規定は法的義務が緩い表現となる。努力義務、目標規定の場合、販売店の販売量が最低購入保証量を達成しない場合に、直接的に契約違反とはならないことに留意しておくべきである。販売店の努力義務の基準が曖昧であり、販売店の努力の程度が問題となる。また “reasonable efforts” と “best efforts” とでは、努力の程度も解釈において相違することに留意する必要がある。“best efforts” は “reasonable efforts” よりも高度な努力を要求していると解されている。“best efforts” はあらゆる手段を講じて最善を尽くすことを要求されていると解される点に留意しておく必要がある。

(3) 保証規定**– 法的義務 – 保証 (guarantee) 規定**

“shall” 規定と同様に法的義務を表す英文語句としては “guarantee” がある。例えば “Distributor guarantees to purchase the Products…” の規定では、最低購入量に達しない場合は、販売店の契約違反となる。

2) 最低購入保証規定の量及び期間の設定**(1) 最低購入金額か数量か**

最低購入保証規定を規定する上で、契約製品の数量ベースとするか、購入金額ベースとするか取り決めておく必要がある。金額ベースの場合には、通貨が外貨である場合は、為替変動の対策も考慮する必要がある。

(2) 最低購入保証の期間の設定

最低購入保証の期間の設定に関しては、年間ベースと契約期間全通し期間がある。通常は年間ベースが採用される。年間ベースの場合、暦年 (calendar year) に基づくのか、または契約年 (contract year) に基づくのか検討する必要がある。一般的には暦年ベースとする場合が多い。尚「暦年」は1月1日から12月31日までの一年間をいう。

「契約年」は当該契約書に契約年を定義する。例えば、4月1日から翌年の3月31日までの一年間をいう。

(3) 最低購入量未達成の措置規定

最低購入未達成の場合に、通常、重大なる契約違反として解約できるか否かが問題となることがある。販売店の最低購入未達成の場合に、売主はいかなる措置をとるのか、解約とするか、または契約条件の修正とするのか、または解約又は契約条件の修正の双方を売主の選択権をするのかを契約書に明記しておくことも大切である。

3) 最低購入保証条項例

以上に挙げた留意事項、検討事項を含めた最低購入保証条項の英文例を以下に示す。

(1) 販売店の最低購入保証義務規定 (暦年ベース)

“Distributor shall guarantee to purchase the Products from Seller in a minimum quantity for each calendar year period as follows:

i) The first calendar year period: not less than

ii) The second calendar year period: not less than

For the purpose of this Agreement, the word “purchase” means that Products are deemed to be purchased when the full amount of the price of the Products is received and confirmed by Seller.

(2) 最低購入量違反に基づく解約、契約条件変更規定

“In the event that Distributor fails to purchase the minimum quantity of the Products as set forth above, Distributor shall be regarded as in material breach of this Agreement and Seller may, at its sole discretion, terminate this Agreement or change the exclusive selling right to non-exclusive selling right by giving the thirty(30) days written notice to Distributor.”